平成２２年（フ）第４２２号
徳島市伊月町６丁目２番地の３
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６５号
徳島県名西郡石井町石井字城ノ内151番地12
債務者　木村美千代
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７３号
徳島市南二軒屋町１丁目２番64―402号、旧住所徳島市八万町上福万223番地の７
債務者　炭惠　厚子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６７号
徳島県海部郡牟岐町大字川長字山戸93番地22、住民票上の住所徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地532
債務者　後山　卓也
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第９２０号
北九州市八幡西区黒崎１丁目６番13号
債務者　レッドフリークジャムこと　本吉久美子（旧姓山上）
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０７３号
北九州市小倉南区上葛原１丁目６番21号
債務者　波戸　文太
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１４０号
北九州市小倉北区下到津２丁目11番25―303号
債務者　竹原　浩志
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１５３号
北九州市小倉北区熊本３丁目16番１―614号
債務者　神林　真弓
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１５６号
北九州市若松区赤崎町６番４号
債務者　白石あかね
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１６７号
福岡県中間市土手ノ内１丁目１番12号
債務者　崎浜　嘉子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１７３号
北九州市八幡西区平尾町５番１―305号
債務者　隅田カツ子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１８７号
北九州市八幡西区美吉野町４番20号
債務者　花田　光子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２００号
北九州市小倉南区守恒本町１丁目５番１―205号
債務者　廣田　典生
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２０１号
北九州市小倉南区湯川４丁目20番20号
債務者　染矢　秀樹
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２０２号
北九州市八幡西区陣山２丁目２番１―304号
債務者　和家　正**敬**
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３１６４号
名古屋市中村区荒輪井町２丁目18番地　市営荒輪井荘６棟308号
債務者　中谷　惠子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３６６号
兵庫県三田市大川瀬1443―29、住民票上の住所兵庫県三田市大川瀬1443番地35
債務者　森本　一男
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部